

理知の杜日本語学校千葉校 学則

第1章 総則

(理念、目的)

第1条

本学は、学校法人理知の杜が掲げる「不易流行」の精神に基づき、日本語教育において大切にすべき本質を守りながら、社会の変化及び学習者の多様な背景やニーズに対応した教育を実践する。

日本語を単なる知識としてではなく、人とつながり、相互に理解し、社会に参加するためのことばとして身に付けさせるとともに、多様な文化及び価値観を尊重し、主体的に考え、行動できる人材を育成する。また、学習者一人ひとりの可能性を尊重し、自ら学び続ける姿勢を身に付け、進学後及び将来の社会生活において自立して活躍できるよう支援することを理念とする。

2 本学は、日本語を単なる知識としてではなく、他者と関わり、学び、社会の一員として生きるための言語として捉え、日本語教育を通して主体的に考え、行動し、多様な社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、理知の杜日本語学校千葉校という。

(位置)

第3条 本学は、千葉県八千代市村上 1113-1-3 街区-14 号棟（1 階・2 階）に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、修業期間、学期、収容定員及び休業日

(課程・修業期間・収容定員)

第5条 本学の学科、課程、修業期間、入学期、授業時数、収容定員、クラス、目標とする日本語能力、授業時間については、次の表のとおりとする。

学科名	課程名	修業期間	入学期	授業時数 (単位時間)	収容定員	クラス数	目標 日本語能力	授業時間
日本語科	進学2年 コース	2年	4月	1680	60名	3クラス	B2	午前または 午後
	進学1年6カ 月コース	1年6ヶ月	10月	1260	40名	2クラス	B2	午前または 午後
	合計				100名	5クラス	—	

※本校の収容定員は100名とする。入学時期は4月及び10月とし、各期の入学者は、教育上支障のない範囲において、総定員の範囲内で校長がこれを定めるものとする。

※授業の1単位時間は45分とする。

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)で示された尺度に基づく。

※授業時間の午前は8時30分から12時00分まで、午後は13時00分から16時30分までとする。

(始期・終期等)

第6条 本校の各コースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の2期間を次の4学期に分ける。

- (1) 前期：4月1日から9月30日まで(1学期4～6月、2学期7～9月)
- (2) 後期：10月1日から3月31日まで(3学期10～12月、4学期1～3月)

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(7月下旬から8月中旬まで)
- (5) 秋季休業(9月下旬から10月上旬まで)
- (6) 冬季休業(12月下旬から1月上旬まで)
- (7) 春季休業(3月中旬から4月上旬まで)

2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本学の教育課程の内容は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とし、1日4単位、週20単位を基本とする。

【進学2年コース】

レベル	科目	週当たり授業時数 (週数)	計(時間)
<u>初級Ⅰ</u> <u>(A1)</u>	<u>総合日本語、表記</u>	<u>20時間(10.5週)</u>	<u>210時間</u>
<u>初級Ⅱ</u> <u>(A2)</u>	<u>総合日本語、表記</u>	<u>20時間(17.5週)</u>	<u>350時間</u>
<u>中級Ⅰ</u> <u>(B1)</u>	<u>総合日本語、読解、文法、漢字、語彙、 聴解、表記、短文作成、JLPT</u>	<u>20時間(17.5週)</u>	<u>350時間</u>
<u>中級Ⅱ</u> <u>(B1)</u>	<u>総合日本語、読解、文法、漢字、語彙、 聴解、表記、スピーチ、JLPT</u>	<u>20時間(17.5週)</u>	<u>350時間</u>
<u>上級</u> <u>(B2)</u>	<u>総合日本語、読解、 総合演習、日本事情、表記、発表</u>	<u>20時間(21週)</u>	<u>420時間</u>

【進学1年6ヶ月コース】

レベル	科目	週当たり授業時数 (週数)	計(時間)
<u>初級Ⅰ</u> <u>(A1)</u>	<u>総合日本語、表記</u>	<u>20時間(7週)</u>	<u>140時間</u>
<u>初級Ⅱ</u> <u>(A2)</u>	<u>総合日本語、表記</u>	<u>20時間(14週)</u>	<u>280時間</u>
<u>中級Ⅰ</u> <u>(B1)</u>	<u>総合日本語、読解、文法、漢字、語彙、 聴解、表記、短文作成、JLPT</u>	<u>20時間(14週)</u>	<u>280時間</u>
<u>中級Ⅱ</u> <u>(B1)</u>	<u>総合日本語、読解、文法、漢字、語彙、 聴解、表記、スピーチ、JLPT</u>	<u>20時間(14週)</u>	<u>280時間</u>
<u>上級</u> <u>(B2)</u>	<u>総合日本語、読解、 総合演習、日本事情、表記、発表</u>	<u>20時間(14週)</u>	<u>280時間</u>

(学習の評価)

第9条 本校における学習の評価は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、レベルごとに行う。

85点以上：A、85点～70点：B、70点～55点：C、55点～40点：D、40点未満：E

2 第1項の評価におけるA、B、Cは合格とし、D、Eは不合格とし再試験を行い、必要であれば補講を行うこととする。

3 教育課程で定められた科目ごとに評価し、その平均評価を総合成績とする。各レベルの修了の可否は、当該レベルにおける総合成績に基づいて判定し、総合成績が「D」以上の場合を合格とする。

4 言語活動別（「読む」「聞く」「話す（やり取り）」「話す（発表）」「書く」）の日本語能力の評価は、各科目における当該言語活動の評価を総合し、その平均評価によって行う。

5 評価の基準は試験評価、パフォーマンス評価、自己評価、グループ評価、成果物による評価、提出物による評価を用いる。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 5名以上（うち校長・主任を除く本務等教員 2名以上）

(4) 事務長（事務を統括する職員）

(5) 事務職員 1名以上（事務統括責任者を除く）

(6) 生活指導担当者 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 年齢が18歳以上の者

(3) **150時間以上の日本語学習を修了した者、あるいはA1相当の日本語試験に合格している者**

(4) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(5) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学の入学時期は年2回とし、その時期は次のとおりとする。

(1) 進学2年コースにあつては、4月とする。

(2) 進学1年6ヶ月コースにあつては、10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。ただし、入学しようとする者の国の事情などにより、入学検定料を納付することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める生徒納付金(入学検定料を除く。)及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、2週間以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学・進級)

第15条 退学及び転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 成績優秀で、修業期間中に高等教育機関へ入学を希望する者は、その進級について校長の許可を受けなければならない。
- 3 本学から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。
- 4 災害などで開校ができない場合、本学は生徒を支援し、協定先への転学を勧める。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、次の(1)から(3)を全て満たす者に修了を認定する。

(1) 課程の修業期間を満了していること

(2) 課程全体の出席率が85%以上であること

(3) 最終学期の総合成績がD以上であること

2 校長は本校の所定の課程を修了した者について、卒業証書を授与し、本校を卒業したものとする。

3 課程修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、課程の途中で中途退学した者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

4 修了の要件を課程開始時に生徒に説明するものとする。

(公欠)

第17条 生徒が、疾病及び進学に関わる活動、その他やむを得ない理由で授業を休む場合は、公欠が適用される。

2 公欠が適用される事例は次のとおりである。

(1) 大学・専門学校等で行われるオープンキャンパス・学校説明会への参加や教授との面談の場合

(2) 大学・専門学校等の入学試験の場合。

(3) 学校保健安全法施行規則第 19 条に規定された病気の場合

(4) 3 親等以内の忌引きで欠席する場合

(5) その他校長が認めた場合

3 公欠を希望する者は、本学既定の『公欠願』を提出する。

4 進学にかかるオープンキャンパスや学校説明会、入学試験の場合は、『公欠申請書』を提出すること。

5 千葉県内のオープンキャンパス、学校説明会、入学試験の参加については、公欠は原則 1 日とする。

ただし、県外の場合は、日程や交通手段を考慮し、公欠日数を判断する。

(一時帰国願)

第 18 条 忌引きなどの特段の事情や長期休暇に一時帰国を希望する者は、本学既定の『一時帰国願』を学校に提出する。

2 一時帰国については、校長または主任教員の承諾を得るものとする。

3 一時帰国を公欠と希望する者は、公欠願を同時に提出する。ただし、公欠の可否は校長の承認を得るものとする。

(褒賞・推薦)

第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる生徒に対し褒賞を与え、また推薦をすることができる。

2 次の要件を全て満たす在籍者に対し推薦状を発行する。

(1) 入学からの累計出席率が 90%以上である

(2) 6 か月以上在籍している（休学期間を含めない）

(3) 在籍期間中の総合成績が B 評価以上である

(4) 専願が前提の入学試験の場合、専願受験についての誓約書を交わしている

(5) 学習態度と生活態度に問題がなく、推薦に値する人物である

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席しない者

(4) 学費の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

(5) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース

	項目	1年目	2年目
1	入学検定料	20,000円	—
2	入学金	60,000円	—
3	授業料	(年額) 600,000円	(年額) 600,000円
4	その他	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円 教材費 30,000円 課外活動費 10,000円 交通費他 10,000円	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円 教材費 30,000円 課外活動費 10,000円 交通費他 10,000円

(2) 進学1年6ヶ月コース

	項目	1年目	2年目
1	入学検定料	20,000円	—
2	入学金	60,000円	—
3	授業料	(年額) 600,000円	(半年分) 300,000円
4	その他	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円 教材費 30,000円 課外活動費 10,000円 交通費他 10,000円	(半年分) 60,000円 【内訳】 施設費 25,000円 教材費 15,000円 課外活動費 10,000円 交通費他 10,000円

(納入)

第22条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 23 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を 1 ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 24 条 生徒納付金の返金は別紙法人統一の返金規定に基づき実施する。

第 6 章 雑則

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、毎年 1 回、所定の時期に実施する。

(寄宿舍)

第 26 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(その他の規則)

第 27 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

授業料その他の納入金等の返金に関する規程

Regulations on refund of tuition fees and other payments etc.

この規程は、理知の杜日本語学校千葉校が入学を許可した者において、既納の授業料その他の納入金等の返金に関して規定したものである。

These regulations stipulate the refund of tuition fees and other payments etc. that have been paid by those who have been paid by those who have been admitted to Richinomori Japanese Language School Chiba.

(原則) (Rules)

第1条 この規程の『授業料その他の納入金等』は次の通りとする。

Article 1 Regarding Tuition fees and other payments etc. in these Regulations.

項目	費用	備考
<u>入学検定料</u> <u>Application Fee</u>	<u>20,000 円</u> <u>¥20,000</u>	
<u>入学金</u> <u>Enrollment Fee</u>	<u>60,000 円</u> <u>¥60,000</u>	
<u>授業料</u> <u>Tuition</u>	<u>600,000 円</u> <u>¥600,000</u>	<u>月額 50,000 円。Monthly ¥50,000</u> <u>※1 年 6 ヶ月コースは、入学から 1 年後に</u> <u>300,000 円 (半年分)</u> <u>Only ¥300,000 is required for the last 6</u> <u>months of the 1 1/2 year course</u>
<u>教材費</u> <u>Teaching</u> <u>Materials</u>	<u>30,000 円</u> <u>¥30,000</u>	<u>年額 Annual Cost</u> <u>※1 年 6 ヶ月コースは、入学から 1 年後に</u> <u>15,000 円 (半年分)</u> <u>Only ¥15,000 is required for the last 6</u> <u>months of the 1 1/2 year course</u>
<u>施設費</u> <u>Facility Fee</u>	<u>50,000 円</u> <u>¥50,000</u>	<u>年額 Annual Cost</u> <u>※1 年 6 ヶ月コースは、入学から 1 年後に</u> <u>25,000 円 (半年分)</u>

		<u>Only ¥25,000 is required for the last 6 months of the 1 1/2 year course</u>
<u>課外活動費</u> <u>Extracurricular Lesson Fee</u>	<u>10,000 円</u> <u>¥10,000</u>	<u>年額 Annual Cost</u>
<u>交通費・雑費</u> <u>Miscellaneous Expenses</u>	<u>10,000 円</u> <u>¥20,000</u>	<u>年額 Annual Cost</u>
<u>寮費</u> <u>Dormitory Fee</u>	<u>180,000 円</u> <u>¥180,000</u>	<u>※入学時は 6 ヶ月分。月単価は 30,000 円。</u> <u>6 months at entrance. Monthly unit is 30,000yen.</u>
<u>寮の水光熱費</u> <u>Utility Fees</u>	<u>48,000 円</u> <u>¥48,000</u>	<u>※入学時は 6 ヶ月分。月単価は 8,000 円。</u> <u>6 months at entrance. Monthly unit is 8,000yen.</u>
<u>インターネット</u> <u>Wi-fi</u>	<u>6,000 円</u> <u>¥6,000</u>	<u>※入学時は 6 ヶ月分。月単価は 1,000 円。</u> <u>6 months at entrance. Monthly unit is 1,000yen.</u>
<u>寝具費</u> <u>Bedding Fee</u>	<u>15,000 円</u> <u>¥15,000</u>	<u>入寮時のみ。One time fee during admission.</u> <u>New pillow, blanket, mattress, etc.</u>
<u>生活用品等</u> <u>Daily supplies fee</u>	<u>7,000 円</u> <u>¥7,000</u>	<u>入寮時のみ。One time fee during admission</u> <u>入寮後すぐ生活できる生活必需品</u> <u>Basic daily supplies(Kitchen daily supplies,</u> <u>pan, pots, toilet paper, extension chord, etc)</u>
<u>退去時現状回復費用</u> <u>Room restoration cost</u>	<u>10,000 円</u> <u>¥10,000</u>	<u>入寮時のみ。One time fee during admission</u> <u>Cleaning, and repairing fee after moving out</u>
<u>来日時空港出迎え・荷物運送費用</u> <u>Airport transportation fee</u>	<u>10,000 円</u> <u>¥10,000</u>	<u>入寮時のみ。One time fee during admission</u> <u>Airport transportation fee (train & bus)</u> <u>Luggage transportation fee</u>
<u>合計</u> <u>Total</u>	<u>1,056,000 円</u> <u>¥1,056,000</u>	<u>納金の確認が取れ次第、在留資格認定証明書及び入学許可書を発給。Upon confirmation of payment, a Certificate of Eligibility and a letter of admission will be issued.</u>

- 2 返金は、学生本人もしくは経費支弁者、又は仲介機関を通して行われる。
2 Refunds will be made through the student themselves or a financial supporter.
- 3 返金時にかかる振込手数料は、すべて受取人の負担とする。
3 All the transfer fees charged at the time of refund shall be borne by the recipient.
- 4 日本国憲法（法律）や当校が定めた規程等に反する行為、又は教職員等の指導に反する行為等により、校長が退学を命じた者については返金しない。
4 We will not give refunds to persons whose principal expelled them due acts contrary to the Constitution of Japan (Law), the rules established by the school, or the directions of faculty and staff etc.
- 5 当校校長が返金の事由に相当とした場合は、本規程の限りではない。
5 In the event that the principal of our school decides it is reasonable give a refund, these regulations may be superseded.

（入学検定料）（Application Fee）

第2条 既納された入学検定料については返金しない。

Article2 We will not refund the application fee.

（入学金）（Enrollment Fee）

第3条 既納された入学金については返金しない。

Article3 We will not refund the entrance fee.

（授業料について）（Tuition）

第4条 既納の授業料について、在留資格認定証明書が不交付の場合は返金とする。

Article 4 Tuition fees will be refunded if the Certificate of Eligibility for Residence is not issued.

2 既納の授業料について、入国査証の申請を行わず不來日の場合は返金とする。但し、入学許可書と在留資格認定証明書を学校に返却以降とする。

2 A refund of Tuition Fees paid will be made if the visa application is not submitted. However, the refund will only be made after the return of the admission letter and the Certificate of Eligibility to the school.

3 既納の授業料について、入国査証の申請を行ったが認められず來日できなかった場合は返金とする。但し、入学許可書が学校に返却され、在外公館において査証が発給されなかったことの確認以降とする。

3 If you applied for an immigration visa but you were unable to receive a visa, your

Tuition Fee will be refunded. However, the refund will only be made after the admission letter has been returned to the school and confirmation that the visa was not issued.

- 4 既納の授業料について、入国査証を取得したが来日以前に入学辞退した場合は返金とする。但し、入学許可書が学校に返却され、入国査証が未使用且つ失効の確認以降とする。

4 If you obtain an immigration visa but decline to enroll before coming to Japan, your Tuition Fee will be refunded. However, the refund will only be made after the admission letter is returned to the school and confirmation that the immigration visa is unused and revoked.

- 5 既納の授業料について、来日以降に入学しなかった場合は返金しない。

5 There will be no refund of Tuition Fees paid if you do not enroll after coming to Japan.

- 6 既納の授業料について、入学後6ヶ月以内に何らかの事由で退学する場合は、入学から6ヶ月分を差し引いた金額を返金とする。

6 If you leave school for any reason within 6 months of enrollment the refund of Tuition Fees will have 6 months from enrollment deducted.

- 7 既納の授業料について、入学後6ヶ月以降に何らかの事由で退学する場合は、校長が退学とした日の翌月分からを返金とする。

7 In cases of withdrawing for any reason after 6 months from enrollment, refund of the Tuition Fee will be made from the month after the principal declares the student withdrawn from school.

- 8 既納の授業料について、何らかの事由で入学に遅れが生じた場合であっても、未受講分の授業料は返金しない。

8 If there is a delay in admission regardless of reasons, we will not refund the Tuition Fee for non-attendance.

(教材費・施設費・雑費・課外活動費について)

(Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, Extracurricular Lesson Fee)

第5条 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、在留資格認定証明書が不交付の場合は返金とする。

Article 5 Refunds of Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, and Extracurricular Lesson Fees paid in advance will be made if a Certificate of Eligibility is not issued.

- 2 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、入国査証の申請を行わず不来日の場合は返金とする。但し、入学許可書と在留資格認定証明書

を学校に返却以降とする。

2 Refunds of Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, and Extracurricular Lesson Fees paid in advance will be made if the visa application is rejected. However, the refund will only be made after the return of the admission letter and the Certificate of Eligibility to the school.

- 3 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、入国査証の申請を行ったが認められず来日できなかった場合は返金とする。但し、入学許可書が学校に返却され、在外公館において査証が発給されなかったことの確認以降とする。

3 If you applied for an immigration visa but were unable to receive a visa, your Teaching Materials costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, and Extracurricular Lesson Fees will be refunded. However, the refund will only be made after the admission letter has been returned to the school and confirmation that the visa was not issued.

- 4 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、入国査証を取得したが来日以前に入学辞退した場合は返金とする。但し、入学許可書が学校に返却され、入国査証が未使用且つ失効の確認以降とする。

4 If you obtain an immigration visa but decline to enroll before coming to Japan, your Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, and Extracurricular Lesson Fees will be refunded. However, the refund will only be made after the admission letter is returned to the school and confirmation that the immigration visa is unused and revoked.

- 5 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、来日以降に入学しなかった場合は返金しない。

5 There will be no refund of Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, or Extracurricular Lesson Fees paid if you do not enroll after coming to Japan.

- 6 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、入学後に何らかの事由で退学する場合は返金しない。

6 There will be no refund of Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, or Extracurricular Lesson Fees paid if you withdraw from the school for any reason after enrollment.

- 7 既納の教材費・施設費・雑費・課外活動費について、何らかの事由で入学に遅れが生じた場合であっても返金しない。

7 If there is a delay in admission for any reason Teaching Material costs, Facility Fees, Miscellaneous Expenses, or Extracurricular Lesson Fees will not be refunded.

(寮の居住費について) (Dormitory Fees)

第6条 来日しなかった場合は返金とする。

Article 6 If you do not come to Japan, you will be refunded.

2 既納の寮の居住費について、入寮以降に何らかの事由で退寮する場合、校長が退寮を了承した日の翌月分を差し引いた居住費を返金とする。

2 If you leave the dormitory for any reason after entering the dormitory, the dormitory fee will be refunded after deducting the amount for the month following the day when the principal approves the dormitory.

3 既納の居住費について、何らかの事由で入寮に遅れが生じた場合であっても、入寮以前の費用の返金はしない。

3 Regarding the already paid dormitory fee, even if there is a delay in moving in for some reason, the fee before moving in will not be refunded.

(寮の水光熱費について) (Utility Fee)

第7条 来日しなかった場合は返金とする。

Article 7 If you do not come to Japan, you will be refunded.

2 既納の水光熱費について、入寮以降に何らかの事由で退寮する場合、校長が退寮を了承した日の翌月分を差し引いた水光熱費を返金とする。

2 If you leave the dormitory for any reason after moving into the dormitory, the utility fee will be refunded after deducting the amount for the month following the day when the principal approves the dormitory.

3 既納の水光熱費について、何らかの事由で入寮に遅れが生じた場合であっても、入寮以前の費用の返金はしない。

3 Even if there is a delay in moving into the dormitory for some reason, the expenses before moving into the dormitory will not be refunded.

(寝具費について) (Bedding Fee)

第8条 来日しなかった場合は返金とする。

Article 8 If you do not come to Japan, you will be refunded.

2 既納の寝具費について、来日以降は一切返金しない。

2 We do not make refunds for Bedding Fees after your arrival.

(入寮費について) (Dormitory Entrance Fee)

第 9 条 来日しなかった場合は返金とする。

Article9 If you do not come to Japan, you will be refunded.

2 既納の入寮費について、来日以降は一切返金しない。

2 We do not make refunds for Dormitory entrance fee Fees after your arrival.

(免責について) (Disclaimer)

第 1 0 条 天災・事故・感染症・交通機関のストライキや気象状況等で交通機関の停止等による休校、または授業を中止した場合については、免責として授業料その他の納入金等は返金しない。

Article10 Tuition Fees and other payments will not be refunded for school closures due to events beyond our responsibility, such as natural disasters, accidents, infectious diseases, transportation strikes, weather conditions etc.

附則 Supplementary provision

この規程は、2027 年 10 月期生から実施する。

These regulations will be implemented from the October 2027 period.